

延長給付要件		証明する書類	添付時期	
			1歳又は1歳6か月に達する日を含む月	その他の月
育児休業対象の子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合		保育所等において保育が実施されない事実を証明する書類が毎月発行されない場合、保育所等における保育が実施されない市区町村の証明を請求書に受けること	○	○
		保育所等において保育が実施されない事実を証明する書類が毎月発行される場合、その写し	○	○
育児休業対象の子が1歳に達する日後の期間について、常態として当該子の養育を行う予定であった配偶者が、右のいずれかに該当した場合	死亡したとき	世帯全員の住民票の写し	○	
		母子健康手帳の写し	○	
		死亡日が確認できる書類	○	
		申立書		○
	負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になったとき	母子健康手帳の写し	○	
		配偶者に関する医師の診断書等 ※「全治●ヶ月」と治癒までの期間が了できる場合、その他の月の添付は不要。	○	△※
		申立書		○
	婚姻の解消その他の事情により配偶者が当該子と同居しないこととなったとき	世帯全員の住民票の写し	○	
		母子健康手帳の写し	○	
		婚姻の解消等が確認できる書類 ※婚姻の解消を前提に別居している場合、申立書でその旨を詳細に申立てることで、婚姻の解消等が確認できる書類は不要。	△※	
		申立書	○	○
	6週間(多胎妊娠にあたっては14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないこと	母子手帳の写し(この事由のみ、保護者氏名及び出産予定日が確認できる頁)もしくは 配偶者の出産に関する医師の診断書	○	
申立書			○	